「景観法運用指針の改正案」に関する
意見募集の結果について

令和８年４月７日
国土交通省都市局
公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室

国土交通省では、令和８年３月 11 日（火）～令和８年３月 18 日（水）まで、「景観法運用指針の改正案」について意見の募集を行いました。

その結果、改正案の内容に関して、多数のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法等

①募集期間：令和８年３月 11 日（火）～令和８年３月 18 日（水）

②実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）フォーム、電子メール、郵送

２．ご意見数

主な提出ご意見 12 件

３．お問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室　意見募集担当
電話番号　03-5253-8111（内線：32967）